

第8節 原子力災害対策計画

所 管	☐ 危機管理監 ☐ 市民局 ☐ 消防局 ☐ 関係各局
-----	--

1 総 則

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されることにより生ずる災害（以下「原子力災害」という。）に関して、本市における情報収集及び伝達、住民等の屋内退避、広域避難者受入れ等、必要な体制を確立するとともに、防災についてとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(2) 原子力災害対策重点区域の範囲

石川県において、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）は次のとおりである。

① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（EAL）に基づき、直ちに避難を実施する等放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所から概ね半径5km以内とする。

② 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL及び環境モニタリングの結果等を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所から概ね30km以内とする。

(3) 緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階において、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めるため、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分する。

① 警戒事態

この時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事態が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県は原子力施設の近傍のPAZ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

② 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県は緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難などの予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する。

③ 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県はPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移によっては、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難などの予防的防護措置を講じる。

なお、UPZ以遠においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

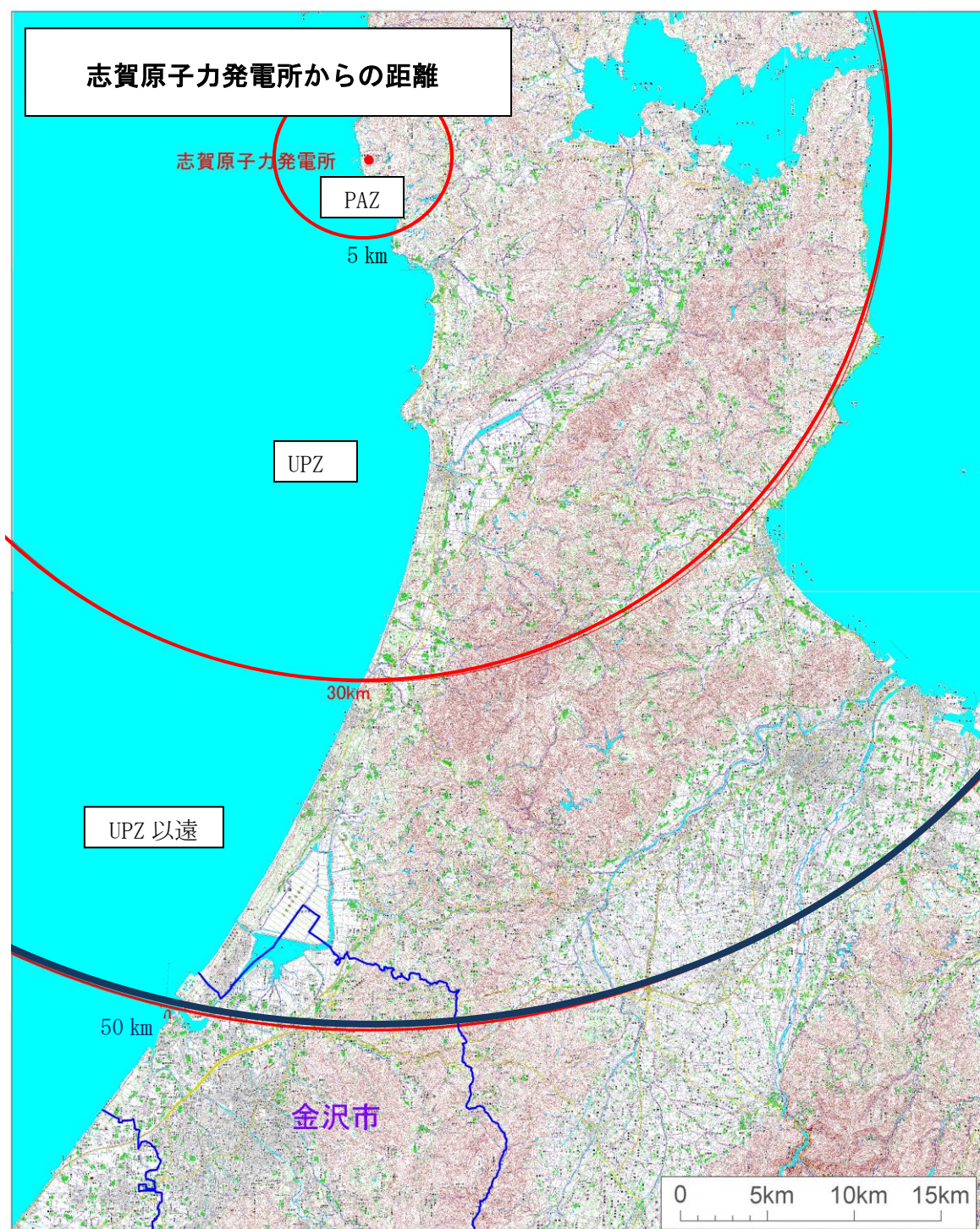


図 2 - 8 - 1 志賀原子力発電所からの距離

2 予防計画

(1) 情報収集・連絡

市は、原子力規制委員会、県、防災関係機関及び北陸電力と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線等による電話、ファクシミリ及び同報防災無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。

① 通信連絡設備の整備

ア 同報防災無線等

イ 消防無線

ウ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

② 通信連絡体制の確立

市は、緊急時における市内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため定期的に通信連絡訓練等を充実し、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努める。また、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努める。さらに、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

③ 市職員の通信連絡体制

市は、情報伝達体制を点検し、必要な整備を図る。

(2) 住民等への情報伝達

① 住民等に対する情報伝達体制の整備

ア 市は、緊急時において、住民等に対して被災者の危機回避のための情報（災害情報、屋内退避・避難情報等）を含め、的確かつ分かりやすい情報を迅速に伝達するため、同報防災無線、広報車等の広報設備、広報機器、インターネットによる情報提供環境、緊急速報メール（エリアメールなど）等の整備を図るとともに、新聞、テレビ、ラジオ等による報道機関の協力体制及び情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

イ 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を整備する。

ウ 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。

エ 市は、国及び県と連携し、あらゆる広報手段を用いて住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

オ 市は、観光客、修学旅行生、買物客等、市を訪れている者（以下「旅行者」という。）に対しては、観光施設や商店街等と連携し、観光地や商店街に設置されている放送設備等を活用した情報提供など、必要な対応がとれる体制を整備する。

（３）住民等への知識の普及啓発

市は、国、県、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

① 普及啓発の方法

- ア 講習会、研修会等の開催
- イ ビデオ・パンフレット等の配布
- ウ インターネットによる情報発信

② 普及啓発の内容

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特殊性に関すること。
- エ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- オ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- カ 原子力災害時に国、県、市等が講じる対策に関すること。
- キ 屋内退避などの避難方法に関すること。
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ケ その他必要と認める事項に関すること。

3 応急対策計画

(1) 活動体制の確立

市長は緊急時において、速やかにそれぞれの原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）等の組織の編成や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。

① 市の動員体制及び設置基準等

市職員は、発電所の事故情報に注意し、緊急時においては直ちに対応する。

なお、緊急時における体制、設置基準及び動員対象職員は、下表のとおりとする。

表 2－8－1 緊急時における体制、設置基準及び動員対象職員

体制	設 置 基 準	動員対象職員
情報収集体制(注1)	志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。(県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。)	
警戒体制	・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・ 県内において大津波警報が発表されたとき。 ・ 県から警戒事態発生連絡を受けたとき。 ・ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき。	・ 災害対策本部員 ・ 防災班 ・ 広報班
第一次 災害対策本部体制	・ 県から施設敷地緊急事態発生通報を受けたとき。 ・ 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態に該当する放射線量を観測したとき。 ・ その他市長が必要と認めたとき。	・ 原則として全職員 ただし、本部長(市長)が事故の推移予測等から判断して、応急対策に必要な一定の範囲の職員を指定したときは、この限りではない。
第二次 災害対策本部体制	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(注2)を発出したとき。	・ 全職員

(注) 1 情報収集体制とは、原子力規制委員会が情報収集事態（志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）した場合をいう。以下同じ。）を認知した場合に、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものである。県は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡することとなっている。

2 原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する宣言をいう。

② 市職員の動員方法

ア 勤務時間内

職員は、次の動員指令により動員体制及び設置基準等に基づき、あらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

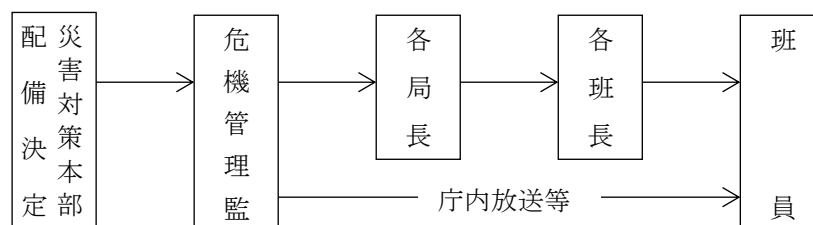


図 2－8－2 勤務時間内動員の連絡系統

イ 勤務時間外（自主参集）

職員は、テレビ・ラジオ情報等により原子力災害が発生したことを知ったときは、動員体制及び設置基準等に基づいて自主参集し、あらかじめ定められた任務を遂行する。

③ 市の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

市長は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、表 2－8－1 の設置基準に従い、以下の体制をとる。

- i 警戒体制
- ii 第一次災害対策本部体制（以下「第一次本部体制」という。）
- iii 第二次災害対策本部体制（以下「第二次本部体制」という。）

イ 警戒体制

市は、県、防災関係機関との連絡を密にし、事故状況等の把握に努めるとともに、必要に応じ、第一次本部体制に移行できる体制をとる。

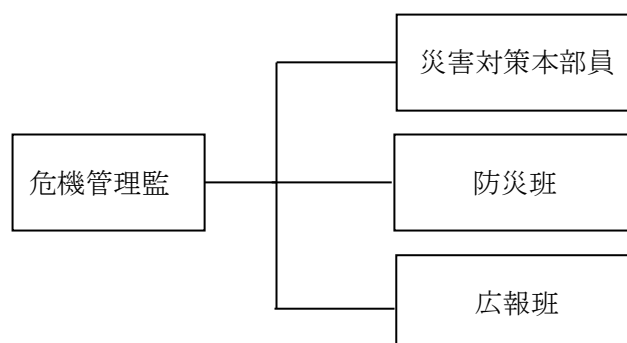


図 2－8－3 警戒体制組織図

ウ 第一次本部体制及び第二次本部体制

市長は、表2-8-1による第一次本部体制又は第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに市役所庁舎内に災害対策本部を設置する。

また、第一次本部体制中において、表2-8-1による第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに災害対策本部を第二次本部体制に移行する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行う。

i 災害対策本部の組織等

- ・ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は表2-8-6によるものとする。

- ・ 災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務は下表のとおりとする。

表2-8-2 本部職名、担当職及び所掌事務

職 名	担 当 職	所 掌 事 務
本部長	市 長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	危機管理監 局長等	本部長の命を受け、災害応急対策計画に関する事項について調査審議する。

- ・ 災害対策本部の班名及び所掌事務

災害対策本部の班名及び所掌事務は表2-8-7によるものとする。

ii 災害対策本部の通知及び周知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置した場合には、県（危機対策課）、消防局に通報するとともに、住民等に周知する。なお、廃止した場合も同様とする。

iii 県災害対策本部への職員の派遣

本部長（市長）は、県が県災害対策本部を設置した場合は、県との調整の上、県災害対策本部へ直ちに職員（以下「市連絡員」という。）を派遣し、災害応急対策の調整等を行うとともに、必要な協力を行う。

表2-8-3 県災害対策本部派遣要員

市連絡員（県災害対策本部派遣要員）
防災班員から選出

エ 合同対策協議会に関する事項の調整と情報収集

市連絡員は、下表に示す合同対策協議会の全体会議での最重要事項について、県の災害対策本部と調整を図るとともに情報の収集を行う。また、市が入手した緊急事態に関連する情報を報告し、対応等について調整する。

表 2－8－4 会議の主な役割

	会議の主な役割
全体会議	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもの) カ 県、市及び関係機関からの要望の取りまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項

※上記は、オフサイトセンターの原子力合同対策協議会の会議

オ 防災関係機関等に対する協力要請

本部長（市長）は、必要に応じて、防災関係機関の長及び金沢市防災会議を構成する機関の長に対して災害応急対策に必要な協力を要請する。

カ 災害対策本部体制等の解除基準

警戒体制及び災害対策本部体制の解除基準は、下表のとおりとする。

表 2－8－5 体制別解除基準

体 制	解 除 基 準
警戒体制	警戒事態を判断する基準に該当しなくなる等により、警戒体制をとる必要がなくなったとき。
第一次 災害対策本部体制	市長が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。
第二次 災害対策本部体制	市長が、次の事由により本部を廃止したとき。 (1) 原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。

表 2－8－6 災害対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	第1副市長、第2副市長
総合調整	危機管理監
本部員	都市政策局長
	総務局長
	文化スポーツ局長
	経済局長
	農林水産局長
	市民局長
	福祉健康局長
	こども未来局長
	環境局長
	都市整備局長
	土木局長
	市立病院事務局長
	教育長
	議会事務局長
	消防局長
	企業局長
	その他必要と認める者（災害時医療従事者等）

※本部長が必要な構成員を招集する。

※事務局：危機管理課

キ 防災業務関係者の放射線防護に関する規定

原子力災害の際、放射線が放出される環境下で防災業務を担う関係者（自治体・消防職員など）の被ばく線量限度は以下のとおりとする。

- ・人命救助等の緊急作業以外の活動を行う場合
→年 50 ミリシーベルトかつ5年間で 100 ミリシーベルトを上限
- ・人命救助等の緊急作業を行う場合
→作業期間中につき 100 ミリシーベルトを上限

表2-8-7 災害対策本部の所掌事務

対策項目	主たる担当局	分担内容
防災班	危機管理監 市民局 消防局	災害対策本部の設置、運営 被ばく防護資機材の調達・管理 関係機関との連絡調整 県災害対策本部への職員派遣 専門家との連携 屋内退避の指示・解除 避難の指示・解除 市外からの避難者受け入れに関する調整 緊急消防援助隊、自衛隊の派遣要請 緊急輸送に係る運輸・交通機関等との調整 防災業務関係者の健康確保 救援物資の調達 安定ヨウ素剤配布リストの作成 安定ヨウ素剤の配達
人事動員班	総務局	職員配備
情報班	市民局 危機管理監 都市政策局 文化スポーツ局 消防局 総務局	事故状況、被害状況等の情報の収集・伝達
広報班	都市政策局	報道機関に対する情報提供
モニタリング班	環境局 消防局	金沢市内各所での放射線測定の実施
住民安全班	市民局 消防局 都市政策局	屋内退避、避難の勧告・指示の伝達 安定ヨウ素剤配布リストの作成
広域避難対応班	都市整備局 土木局	広域避難者の対応
避難所支援班	市民局 都市政策局 文化スポーツ局 教育委員会	退避所・避難所の開設、運営 退避者・避難者情報の記録 ヨウ化カリウム水溶液の調整 安定ヨウ素剤の個人への配布
保健救護班	福祉健康局	医療救護活動 ヨウ化カリウム水溶液の調整 安定ヨウ素剤の個人への配布
ライフライン班	企業局	水道原水の放射能測定 浄水処理の強化 飲料水の供給、取水制限、摂取制限
農林対策班	農林水産局	農林水産物の採取及び出荷の制限 農林水産物の放射能測定
経済対策班	経済局	風評被害の軽減 被災中小企業に対する金融支援 被災農林業者に対する金融支援
病院救護班	市立病院	災害医療活動

① 施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制

[illegible]

ア 市の通報連絡

市長は、県から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、発電所の状況等の確認及び市長が当面とるべき措置についての指示を要請する。

また、必要に応じ、知事を通じて、原子力規制委員会に対し、専門的知識を有する国の職員の派遣を要請する。

なお、金沢市消防局長（以下「消防局長」という。）に対しても、施設敷地緊急事態等の発生についての通報連絡を行うとともに、必要に応じて金沢市内の2次被ばく医療機関に対しても施設敷地緊急事態等の発生について通報連絡を行う。

イ 消防局の通報連絡

消防局長は、市から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに各消防署長に通報連絡し、必要な指示を行う。

ウ 発電所・国・県等の通報連絡

発電所・国・県等の通報連絡は次により行うこととされている。

i. 発電所の通報連絡

- a) 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力事業者防災業務計画（第3章第1節1(1)）に基づき、直ちに、知事をはじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、警察署長等に対して、直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式8）をファクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。

なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。

- ・ 特定事象の発生箇所
- ・ 特定事象の発生日時
- ・ 特定事象の種類
- ・ 想定される原因
- ・ 検出された放射性物質及び放射線量の状況
- ・ 主な施設・設備等の状態
- ・ その他特定事象の把握に参考となる情報

- b) 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画（第3章第3節1(1)）に基づき、直ちにa)に準じて「原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式」（原子力事業者防災業務計画様式12）により通報連絡する。

- c) 通報を受けた事象に対する問い合わせは、原則として原子力規制委員会、県及び志賀町とする。

ii. 国の通報連絡

- a) 原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び県警察本部長に通報連絡を行う。
- b) 原子力規制委員会は、全面緊急事態に該当するときは、知事及び志賀町長に対して、災害対策本部設置、避難等の実施等を要請する。

iii. 原子力防災専門官、原子力保安検査官の通報連絡

原子力防災専門官及び原子力保安検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡する。

iv. 県の通報連絡

a) 施設敷地緊急事態等の発生の通報連絡

知事は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、その他の防災関係機関の長に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認に努める。

b) 国等からの通報連絡事項の連絡

知事は、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた発電所の状況等については、直ちに関係市町の長及び防災関係機関の長に通報連絡する。

② 応急対策活動情報等の連絡

国、県、市、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡系統により相互に通報連絡を行う。

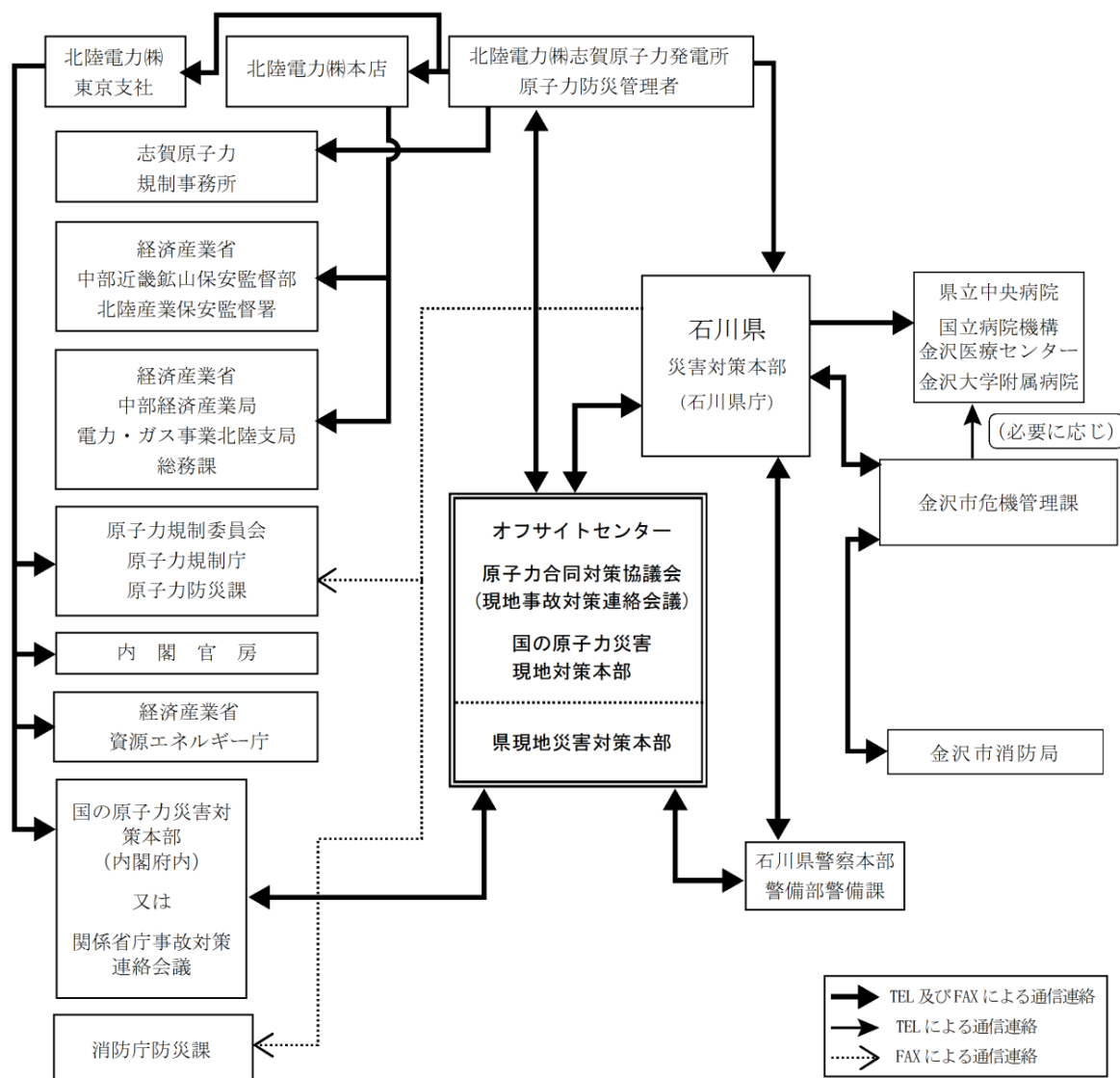


図2-8-5 事故通報（第2報以降）通報連絡系統

ア 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡

i. 市の通報連絡

本部長（市長）は、市が行う応急対策活動の状況等について、知事、消防局長に対して随時通報連絡する。又、金沢市内の2次被ばく医療機関に対しても必要に応じ通報連絡する。

ii. 消防局の通報連絡

消防局長は、消防機関が行う応急対策の状況等について、本部長（市長）に対して、随時通報連絡する。

iii. 発電所・国・県等の通報連絡

発電所・国・県の通報連絡は次により行うこととされている。

a) 発電所の通報連絡

原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、警察署長、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式10）により通報連絡する。

b) 国の通報連絡

原子力規制委員会及び内閣府は、知事をはじめ官邸（内閣官房）、関係市町の長との間において、知事、志賀町長及び原子力防災管理者（発電所長）から連絡を受けた事項、国が行う応急対策活動等を随時連絡するなど相互の連絡を密にする。

c) 県の通報連絡

知事は、原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官及び原子力防災専門官から情報を得るとともに、関係市町、防災関係機関、原子力防災管理者（発電所長）等から連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等をこれらの者に対して随時、通報連絡する。また、知事は原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官、原子力防災専門官、関係市町の長、防災関係機関及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等を、関係市町の長及び防災関係機関の長に対して随時通報連絡する。

イ 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡等

i. 市の体制等

本部長（市長）は、原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、速やかに、原災法第22条の規定に基づき災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部を設置する。また、県との調整の上、国の原子力災害現地対策本部、県本部、防災関係機関及び北陸電力等が組織するオフサイトセンターの合同対策協議会での原子力緊急事態に関する情報を県の災害対策本部を通じて入手し、それぞ

れが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。なお、国及び県は、現
地対策本部をオフサイトセンターに設置することとなっている。

ii. 合同対策協議会の役割

合同対策協議会の全体会議の主な役割は、次のとおりとなっている。

a) 全体会議の役割

- ・ 原子力災害対策本部での指示事項の連絡
- ・ 屋内退避及び避難等に関する原子力災害対策本部への提言
- ・ 緊急時対応方針の確認
- ・ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有
- ・ 放射線モニタリング状況の報告
- ・ プラント状況及び予測の報告
- ・ プレス広報及び住民広報の内容の確認（主要なもの）
- ・ 県、市及び関係機関からの要望の取りまとめ
- ・ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項

iii. 県の連絡

知事は、県現地本部長及び合同対策協議会に派遣した職員との間において、県
が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況、合同対策協議会において得た
情報を随時連絡するなど連絡を密にすることとなっている。

iv. 市の連絡

本部長（市長）は、県災害対策本部に派遣した職員との間において、市が行う
緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況、県災害対策本部から得た情報を随時
連絡する。

v. 防災関係機関の連絡

防災関係機関の長は、合同対策協議会に派遣した職員に対し、防災関係機関の
長が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡す
る。また、派遣職員は、当該防災関係機関の長に対し、合同対策協議会において
得た情報を随時連絡することとなっている。

(3) 屋内退避計画

屋内退避は、住民等が比較的容易に行うことができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

全面緊急事態に至った時点で、UPZ 以遠においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

① 防護対策の決定

ア 国の屋内退避の指示

内閣総理大臣（国の原子力災害対策本部長）は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び関係市町に対し、必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。

イ 県の屋内退避の指示の伝達等

県は、全面緊急事態に至った場合は、内閣総理大臣（国の原子力災害対策本部長）からの防護措置に関する指示又は独自の判断により、関係市町に対し、必要な防護措置に関する指示についての連絡を行うこととなっている。

ウ 市長の屋内退避等の勧告・指示

本部長（市長）は、国や県の指示があった場合は、直ちに住民等に対して屋内退避等の勧告又は指示を行う。また、事態の推移に応じ、本部長（市長）が屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国がオフサイトセンター等に派遣する専門家又は国の原子力災害対策現地本部長の指導・助言を得て、県と協議の上、住民等に対して屋内退避等の指示を行う。

② 住民等への情報伝達

本部長（市長）は、屋内退避の勧告又は指示をすることとした場合は、本節②予防計画（2）住民への情報伝達の定めるところにより、住民等に次の情報を提供し、周知を図る。なお、退避の実施に当たっては、発電所の事故の規模等に応じて、環境放射線モニタリング等のデータ結果を踏まえ、県や関係機関等と調整し、時間的な進展を考慮し、柔軟に退避できる対応をとる。

また、本部長（市長）は、国、県等と連携して、住民等からの問い合わせに対応するための窓口を設置するとともに次の情報を提供し、周知を図る。

ア 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要

イ 災害の状況と今後の予測

ウ 発電所における対策状況

エ 市、国、県及び防災関係機関の対策状況

オ 区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示

カ その他必要な事項

③ 屋内退避解除の判断基準

屋内退避解除の判断基準については、本部長（市長）が事態の推移に応じ、屋内退避の必要性がなくなったと判断した場合とする。

(4) 被ばく医療体制

この規定は、放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため予防的に服用するヨウ化カリウム（以下「安定ヨウ素剤」という。）の備蓄・服用等について定める。

① 安定ヨウ素剤備蓄継続の根拠

国の指針では、UPZ 外の地方公共団体に安定ヨウ素剤の備蓄を求めているが、市は、以下の根拠により備蓄する。

- ア 国の想定を超える災害が発生した場合の市民及び旅行者への対応
- イ UPZ 内の住民等が避難する際に安定ヨウ素剤の配布漏れが生じた場合の対応
- ウ 屋内退避の指示後、屋外で災害対応業務に従事する者への対応

② 安定ヨウ素剤備蓄量の基準

発電所から概ね 50 km 圏内の全住民分を備蓄することを基準としながら、甲状腺癌の発生リスクの高い小児、災害対応業務従事者並びに UPZ 内の住民等への対応分を備蓄する。

③ 安定ヨウ素剤の備蓄

ア 保管施設・備蓄方法

備蓄方法については集中備蓄とし、保管施設は金沢市立病院とする。

イ 保管管理方法

- i 保管管理は金沢市立病院で一括管理する。
- ii スチールキャビネットに「ヨウ素剤保管」と貼り紙等で明示し、施錠する。
- iii キャビネット内に「ヨウ素剤取り扱い説明書」を保管する。
- iv 医薬品の貯法に従い的確に管理し、遮光の上、保管する。

ウ 備蓄量

上記②安定ヨウ素剤備蓄量の基準に該当する人口の 1 回分の服用量として、以下の量を備蓄する。

- ・ヨウ化カリウム丸：100,000 丸（100 箱／1,000 丸）
- ・ヨウ化カリウム粉末：500 g（20 瓶／25 g）

表 2-8-8 服用対象人口及び備蓄量

対 象	人 口	備蓄量
市内全域の 2 歳以下	約 12,000 人	ヨウ化カリウム粉末 18 瓶
市内全域の 3 歳～12 歳	約 40,000 人	ヨウ化カリウム丸 40 箱
概ね 50 km 圏内の 13 歳以上	約 20,000 人	ヨウ化カリウム丸 40 箱
UPZ 内の 2 歳以下	約 1,400 人	ヨウ化カリウム粉末 2 瓶
災害対応業務従事者や UPZ 内の住民等	約 10,000 人	ヨウ化カリウム丸 20 箱
合 計	約 83,400 人	ヨウ化カリウム粉末 20 瓶 ヨウ化カリウム丸 100 箱

④ 服用準備

- ア 本部長（市長）は、県から全面緊急事態の発生についての通報を受けた場合は、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講ずる。
- イ 関係部局は、連携を図り住民基本台帳等を用いて、住民等における服用対象者の把握に努める。

⑤ 服用指示

本部長（市長）は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長または知事から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

⑥ 配布方法

配布等に係る事務分掌は表 2－8－9 のとおりとする。

表 2－8－9 配布等に係る事務分掌

	担当
配布リストの作成	防災班、住民安全班
配布場所への配達	防災班
ヨウ化カリウム水溶液の調製	避難所支援班、保健救護班
個人への配布	避難所支援班、保健救護班、 地区支部員

⑦ 服用指導

ア 配布に先立ち、服用対象者等に対し、パンフレット等を用いて、安定ヨウ素剤の服用の目的、効果、服用方法、副作用等の注意事項について説明を行う。

イ 服用対象者の年齢別服用量については、次のとおりとする。

- ・新生児（生後 1 ヶ月まで） ヨウ化カリウム水溶液 1.3ml
- ・生後 1 ヶ月から 2 歳まで ヨウ化カリウム水溶液 2.6ml
- ・3 歳以上 ヨウ化カリウム水溶液 4.0ml
- ・3 歳以上 12 歳まで ヨウ化カリウム丸 1 丸
- ・13 歳以上 ヨウ化カリウム丸 2 丸

（注） 1 ヨウ化カリウム水溶液は、ヨウ化カリウム 12.5 mg/ml とする。

2 3 歳以上は原則として、ヨウ化カリウム丸を服用させるが、ヨウ化カリウム丸の服用が困難な子供に対しては、上記で示した水溶液を服用させる。

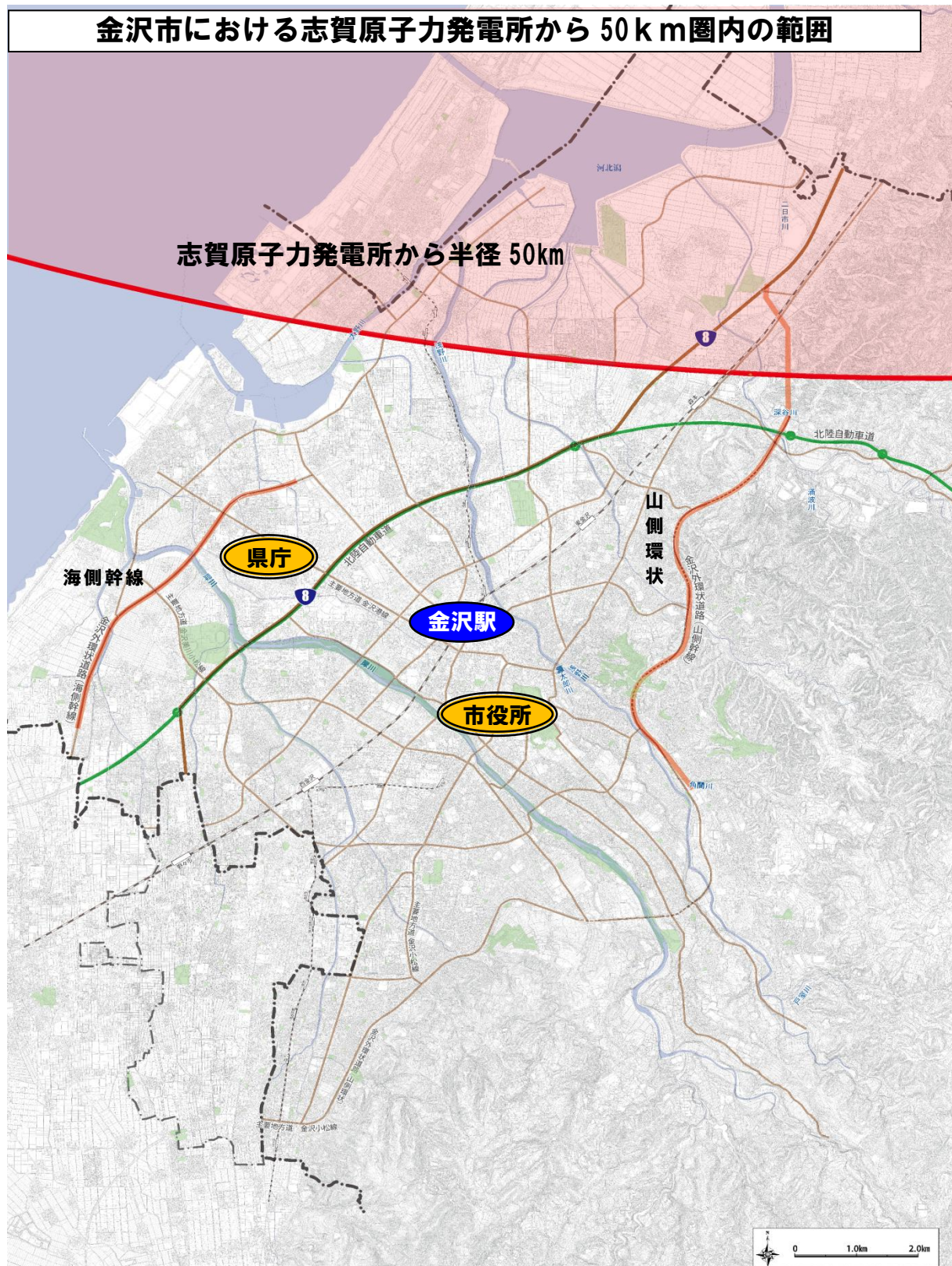


図 2 - 8 - 6 金沢市における志賀原子力発電所から 50km 圏内の範囲

(5) 広域避難者受入れ・協力体制

市は、緊急時において市外の被災者を市指定の避難施設に受入れ、広域避難に関する県からの支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行う。

① 調整手続等

市外の広域的な被災者の受入れが必要となった場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについては県から要請があるものとする。

市は、受入れ要請の時点において、市内で災害が発生しており、避難施設で被災者を収容しているなど、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

② 受入れ者数

県では、UPZ 内の8市町について避難先の割振りを定めており、原子力災害発生時において、8市町全避難者数 151,369 人のうち、市は七尾市（発電所以南）、羽咋市、宝達志水町の 88,488 人の住民等を受入れる。

表 2-8-10 広域避難者受入れ者数

市町村名		発電所からの範囲別人口・世帯		金沢市受入れ者数
		0～5 km圏内 (PAZ)	0～30 km圏内 (UPZ)	0～30km 圏内
志賀町	人口	3,659	15,759	0
	要配慮者	262	670	0
七尾市	人口	0	50,788	50,788
	要配慮者	0	15,337	15,337
羽咋市	人口	0	20,768	20,768
	要配慮者	0	1,003	1,003
中能登町	人口	0	17,526	0
	要配慮者	0	384	0
輪島市	人口	0	4,934	0
	要配慮者	0	1,516	0
穴水町	人口	0	6,818	0
	要配慮者	0	998	0
宝達志水町	人口	0	12,686	12,686
	要配慮者	0	980	980
かほく市	人口	0	11	0
	要配慮者	0	0	0
合計	人口	3,659	53,536	31,365
	要配慮者	262	151,369	88,488

※参考：石川県原子力防災計画（資料編）令和3年版

凡 例

- 県の施設
- 市の施設
- その他の施設
- 私立学校
- 公立高校
- 中学校
- 公園緑地
- 行政界
- 校下ライン
- 高速道路
- 主要幹線道路
- 鉄道
- 河川

A ブロック 宝達志水町
避難者数 12,686 人

B ブロック 羽咋市
避難者数 20,768 人

C, D, E ブロック 七尾市（原発以南）
避難者数 50,788 人

Map of Kanazawa City showing evacuation zones A, B, C, D, and E. The map includes various schools, sports centers, and public facilities. A legend in the bottom left corner explains the symbols used. A scale bar in the bottom right corner indicates distances up to 2.0 km.

③ 市の対応

市は、同報防災無線・ホームページ等を利用して、UPZ 内の 8 市町において避難指示が出されたこと、市内の避難所で広域避難者の受入れを行うことを住民等に知らせるとともに、不要不急の車両の運転を控えることを広報する。

市は、避難所において被災市町職員の補助を行うなど、被災市町に対し必要な協力を行う。市は、速やかな避難が行われるよう、主要避難経路から避難所までの誘導について協力する。

④ スクリーニング

県は、国の専門家等の助言と協力を得て、広域避難者が避難所に入る前にスクリーニング検査及び除染並びに診断等を行う。

市は、スクリーニング及び除染実施場所を県に確認するとともに、必要に応じて当該場所から避難施設までの誘導を行う。